

# 鳥取県公報

毎週火曜日及び  
金曜日発行

(当日が休日に当  
たるときは、そ  
の翌日)

## 目 次

- ◇告 示 飼料の試験の結果の概要(畜産課)  
保安林の指定の解除予定(森林保全課)
- ◇公 告 土地収用法による審理の開始(管理課)
- ◇調達公告 公募型指名競争入札の実施(二件)(〃)
- ◇正 誤 平成九年十二月二十四日付鳥取県告示第八百二十二号中訂正

## 告 示

### 鳥取県告示第十七号

飼料の安全性の確保及び品質の改善に関する法律(昭和二十八年法律第三十五号)第二十一条第五項の規定に基づき、平成九年十一月に収去した飼料の試験の結果の概要を次のとおり公表する。

平成十年一月十六日

鳥取県知事 西 尾 邑 次

製造事業場 の所在地及 び名称	取去場所	飼料の名称	製造 年月	試 験 の 結 果 の 概 要							
				粗たん白質 (%)	粗脂肪 (%)	粗繊維 (%)	粗灰分 (%)	カルシウム (%)	リン (%)	水分 (%)	備 考
三原市 日和産業株 式会社 三原工場	東伯郡泊村 石脇394 中村産業株 式会社 中部支店	ニチワ印肉牛用配合飼料 ビーフ72後期用	平成 9年 11月	13.2	3.4	4.6	4.2	0.25	0.68	13.5	
		ニチワ印肉牛用配合飼料 ビーフ70前期用	〃	13.6	3.1	4.5	5.1	0.43	0.75	13.7	
神戸市 昭和産業株 式会社 神戸工場		マルニ印配合飼料 カーフグロワーS	〃	15.0	2.8	5.9	6.0	1.05	0.48	13.1	
		マルニ印配合飼料 カーフスターターS	〃	19.8	2.9	3.6	6.1	1.05	0.51	13.0	
鳥取市 倉谷魚粉製 造所	鳥取市湯所 町二丁目14 3 倉谷魚粉 製造所	60.0%魚粉	〃	64.6			17.3			11.4	
倉敷市 中部飼料株 式会社 岡山工場	鳥取市秋里 403-1 株式会社イ ブキ	マル中印乳用牛飼育用配 合飼料 α-メリット	〃	16.1	3.5	5.6	5.8	0.94	0.54	13.3	
		マル中印乳用牛飼育用配 合飼料 αハイディリーマツチ	平成 9年 10月	18.6	5.1	8.1	6.5	0.93	0.49	12.2	
倉敷市 日本農産工 業株式会社 水島工場		ノーサン印子豚育成用配 合飼料 スパートG	平成 9年 11月	16.0	3.5	2.5	4.4	0.77	0.54	13.4	
神戸市 西日本くみ あい飼料株 式会社 神戸工場	鳥取市五反 田町三丁目 3 鳥取県農業 協同組合連 合会	㊦ くみあい配合飼料 神戸肉用牛	平成 9年 10月	12.9	3.1	4.0	5.4	0.93	0.53	13.4	
		㊦ くみあい配合飼料 モーレット	〃	21.9	4.6	3.8	5.9	0.93	0.59	12.3	
		くみあい配合飼料 子牛育成用ニューブリー ドペレット	〃	17.6	2.7	5.1	6.3	0.86	0.69	12.8	
		くみあい二種混合飼料細 目	〃	12.8			1.7			14.0	
倉敷市 西日本くみ あい飼料株 式会社 水島工場		くみあい配合飼料 和牛もりもりいくせい (EX)	平成 9年 11月	17.0	2.9	8.3	6.5	1.02	0.54	11.6	
神戸市 西日本くみ あい飼料株 式会社 神戸工場	倉吉市清谷 町二丁目 鳥取県農業 協同組合連 合会 大塚倉庫	くみあい標準配合飼料 肉用牛やまと繁殖フレ ク	〃	13.7	2.8	6.5	6.5	0.88	0.67	12.9	
		㊦ くみあい配合飼料 コープエッグ	〃	17.4	4.2	2.9	11.0	3.40	0.61	12.2	
		くみあい標準配合飼料 肉用牛やまと73フレ ク	〃	12.0	3.2	3.8	4.8	0.77	0.43	13.5	
		くみあい配合飼料 スーパーフレク	平成 9年 10月	13.3	2.8	4.6	4.9	0.64	0.47	12.8	
倉敷市 西日本くみ あい飼料株 式会社 水島工場		くみあい養豚用配合飼料 スピーディーA	〃	18.3	5.4	2.0	4.7	0.82	0.63	12.6	
加古川市 明治飼糧株 式会社 加古川工場	倉吉市小鴨 533-1 有限会社桑 田飼料店	協同印プライムビーフ前 期	平成 9年 11月	14.9	3.1	8.9	6.0	0.89	0.52	12.6	
		協同印和牛こだから	平成 9年 10月	16.4	3.2	6.8	6.9	0.97	0.68	12.6	
		協同印プライムビーフ仕 上	平成 9年 11月	12.3	3.0	3.9	4.9	0.84	0.47	13.1	

注1. 飼料の名称の欄中「㊦」は、飼料の安全性の確保及び品質の改善に関する法律第4条第1項に基づく規格適合表示飼料であることを示す。  
 2. 試験の結果の概要の欄は、個別試験項目別に分析結果を示し、表示成分量に対して過不足があった場合には、備考の欄に該当成分の過不足量を示す。

鳥取県告示第十八号

次のように保安林の指定を解除する予定である旨の通知を受けたので、森林法(昭和二十六年法律第二百四十九号)第三十条の規定により告示する。

平成十年一月十六日

鳥取県知事 西 尾 邑 次

一 解除予定に係る保安林の所在場所

八頭郡智頭町大字大背字ツツ原奥一五五一の一・一五五一の二・一五五一の六(以上三筆について次の図に示す部分に限る。)、一五五二から一五五五まで、大字

東字塚字隠谷上四四四の九・四四四の一・四四四の一七・四五六・四五八・四六

一・四六五の一・四七四・四七六・四七八・四八〇・四八〇の一・四八三(以上一

三筆について次の図に示す部分に限る。)、四六四、四七七、四八二、四八四、四八

四の一、字隠谷口西平四八六、四八八、四九〇、四九二、四九四・四九五(以上二

筆について次の図に示す部分に限る。)、字井手ノ上五一九・五二三・五二五(以上

三筆について次の図に示す部分に限る。)、五一九の一、五二一

2 保安林として指定された目的

水源のかん養

3 解除の理由

変電施設用地とするため

二 解除予定に係る保安林の所在場所

八頭郡智頭町大字東字塚字井手ノ上五二〇(次の図に示す部分に限る。)

2 保安林として指定された目的

土砂の崩壊の防備

3 解除の理由

変電施設用地とするため

(次の図)は、省略し、その図面を鳥取県農林水産部森林保全課及び智頭町役場に

備え置いて縦覧に供する。)

公 出

土地収用法(昭和26年法律第219号)第46条第1項に基づき、次のとおり審理を開始する。

平成10年 1月16日

鳥取県収用委員会会長 藤 原 和 男

1 期日

平成10年 1月20日(火) 午後2時

2 場所

鳥取市東町一丁目271 鳥取県庁第二庁舎第27会議室

3 件名

一般国道53号改築工事(河原道路)及びこれに伴う町道付替工事

調 達 公 出

公募型指名競争入札を行うので、次のとおり公告する。

平成10年 1月16日

鳥取県知事 西 尾 邑 次

<p>1 工事の概要</p> <p>(1) 工事名 主要地方道岸本江府線緊急地方道路整備工事 (橋りょう整備) (小林橋下部工1工区)</p> <p>(2) 工事場所 西伯郡岸本町大字小林</p> <p>(3) 工事内容</p> <p>ア 本件工事は、一般河川別所川に架かる橋りょう下部工のうち橋脚1基を建設する工事である。なお、橋脚の躯体部の高さは、29.3mである。</p> <p>イ 橋脚の施工に当たり、工事前撤入路を別途発注の2工区と共同利用することとなるため、工程を調整し実施する必要がある。</p> <p>(4) 工事の詳細</p> <p>構造：鉄筋コンクリート柱式橋脚 基礎型式：深礎杭基礎 (設計径10.0m, 長さ26.0m) 躯体寸法：5.5m×7.0m</p> <p>(5) 工期 平成10年3月から同年11月15日まで</p> <p>2 技術資料及び入札参加資格確認書類の提出ができる者</p> <p>技術資料及び入札参加資格確認書類 (以下「技術資料等」という。) の提出ができる者は、次に掲げる事項をすべて満たす者とする。</p> <p>(1) 共同企業体に関する条件</p> <p>ア 本件工事は、特定建設工事共同企業体 (以下「共同企業体」という。) による共同施工とする。</p> <p>イ 共同企業体は、県内に本店を有する者2名による自主結成とする。</p> <p>ウ 各構成員の出資比率は、40パーセント以上とする。</p> <p>エ 代表者は、その出資比率が異なる場合は出資比率の大きい者とし、出資比率が同じ場合はどちらでもよいものとする。</p> <p>オ 共同企業体の構成員は、本件入札において他の共同企業体の構成員となることができない。</p> <p>(2) 共同企業体の構成員の資格</p>	<p>ア 地方自治法施行令 (昭和22年政令第16号) 第167条の4の規定に該当しない者であること。</p> <p>イ 建設業法 (昭和24年法律第100号) 第3条第6項に規定する特定建設業 (土木一式工事) の許可を受けていること。</p> <p>ウ 鳥取県の平成9年度建設工事指名競争入札参加資格のうち、一般土木工事のA級に係るものを有すること。</p> <p>エ 平成10年1月16日 (金) から同年3月3日 (火) までの間のいずれの日においても、鳥取県建設工事等入札参加資格者指名停止措置要綱に基づき指名停止措置を受けていないこと。</p> <p>(3) 共同企業体の代表者の資格</p> <p>ア 建設業法第27条の23第1項に規定する経営事項審査 (審査基準日が平成7年10月1日から平成8年9月30日までの間にあるものに限る。) の結果における土木一式工事の総合評点が925点以上であること。</p> <p>イ 昭和62年度以降に工事が完成し引渡しが完了している場所打杭基礎を有する橋りょう下部工又は高さが10m以上の橋りょう下部工の工事 (以下「同種工事」という。) を元請けとして施工した実績があること。ただし、共同企業体の構成員として施工した実績については、出資比率が20パーセント以上のものに限る。</p> <p>ウ 本件工事の施工期間において、次に掲げる基準を満たす主任技術者又は監理技術者を専任で配置できること。</p> <p>(ア) 昭和62年度以降において同種工事の現場経験を有する者であること。</p> <p>(イ) 主任技術者にあつては、建設業法施行令 (昭和31年政令第273号) 第27条の3に規定する土木施行管理 (一般) の検定の合格証明書の交付を受けている者であること。</p> <p>(ウ) 監理技術者にあつては、土木一式工事について建設業法第27条の18第1項に規定する監理技術者資格者証の交付を受けている者であること。</p> <p>3 技術資料等の作成及び提出</p> <p>(1) 技術資料作成要領の交付</p>
---	---

<p>技術資料作成要領は、次により希望者に直接交付するものとする。</p> <p>ア 交付期間及び時間 平成10年1月16日(金)から同月30日(金)までの日(日曜日及び土曜日を除く。)の午前9時から午後4時まで</p> <p>イ 交付場所 鳥取市東町一丁目220 鳥取県土木部管理課建設係(県庁本庁舎5階)</p> <p>(2) 技術資料等の提出 本件入札に参加を希望する者は、次により技術資料等を提出するものとする。</p> <p>ア 提出期間及び時間並びに提出場所 (1)に同じ。</p> <p>イ 提出方法 持参すること。</p> <p>(3) 技術資料等の審査 提出された技術資料等を基に、建設業者指名審査委員会に諮り審査し、競争入札参加者を指名するものとする。</p> <p>4 その他</p> <p>(1) 関連情報入手するための照会窓口は、鳥取県土木部管理課建設係(電話番号0857-26-7347)とする。</p> <p>(2) 技術資料等の提出は、入札参加の意向を確認するものであって、技術資料等の提出があっても指名されとは限らない。</p> <p>(3) 技術資料その他提出された書類は、返却しない。</p> <p>(4) 工事内容に関する説明会は、行わない。</p> <p>(5) 提出された技術資料等は、提出した者に無断で入札事務以外の用途には使用しない。</p>	<p>公募型指名競争入札を行うので、次のとおり公告する。</p> <p>平成10年1月16日 鳥取県知事 西 尾 邑 次</p> <p>1 工事の概要</p> <p>(1) 工事名 主要地方道岸本江府線緊急地方道路整備工事(橋りょう整備) (小林橋下部I2工区)</p> <p>(2) 工事場所 西伯郡岸本町大字小林</p> <p>(3) 工事内容 ア 本件工事は、一級河川別所川に架かる橋りょう下部工のうち橋脚1基を建設する工事である。なお、橋脚の躯体部の高さは、40.3mである。 イ 橋脚の施工に当たり、工事前搬入路を別途発注予定のI工区と共同利用することとなるため、工程を調整し実施する必要がある。</p> <p>(4) 工事の詳細 構造：鉄筋コンクリート柱式橋脚 基礎型式：深礎杭基礎(設計径10.0m, 長さ25.0m) 躯体寸法：5.5m×7.0m</p> <p>(5) 工期 平成10年3月から同年11月15日まで</p> <p>2 技術資料及び入札参加資格確認書類の提出ができる者 技術資料及び入札参加資格確認書類(以下「技術資料等」という。)の提出ができる者は、次に掲げる事項をすべて満たす者とする。</p> <p>(1) 共同企業体に関する条件 ア 本件工事は、特定建設工事共同企業体(以下「共同企業体」という。)による共同施工とする。 イ 共同企業体は、県内に本店を有する者2名による自主結成とする。 ウ 各構成員の出資比率は、40パーセント以上とする。 エ 代表者は、その出資比率が異なる場合は出資比率の大きい者とし、出資比率が</p>
---	---

<p>同じ場合はどちらでもよいものとする。</p> <p>オ 共同企業体の構成員は、本件入札において他の共同企業体の構成員となること ができない。</p> <p>(2) 共同企業体の構成員の資格</p> <p>ア 地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の4の規定に該当しない者 であること。</p> <p>イ 建設業法（昭和24年法律第100号）第3条第6項に規定する特定建設業（土木 一式工事）の許可を受けていること。</p> <p>ウ 鳥取県の平成9年度建設工事指名競争入札参加資格のうち、一般土木工事のA 級に係るものを有すること。</p> <p>エ 平成10年1月16日（金）から同年3月3日（火）までの間のいずれの日におい ても、鳥取県建設工事等入札参加資格者指名停止措置要綱に基づく指名停止措置 を受けていないこと。</p> <p>(3) 共同企業体の代表者の資格</p> <p>ア 建設業法第27条の23第1項に規定する経営事項審査（審査基準日が平成7年10 月1日から平成8年9月30日までの間にあるものに限る。）の結果における土木 一式工事の総合評点が925点以上であること。</p> <p>イ 昭和62年度以降に工事が完成し引渡しが完了している場所打杭基礎を有する橋 りょう下部工又は高さが10m以上の橋りょう下部工の工事（以下「同種工事」と いう。）を元請けとして施工した実績があること。ただし、共同企業体の構成員 として施工した実績については、出資比率が20パーセント以上のものに限る。</p> <p>ウ 本件工事の施工期間において、次に掲げる基準を満たす主任技術者又は監理技 術者を専任で配置できること。</p> <p>(ウ) 昭和62年度以降において同種工事の現場経験を有する者であること。</p> <p>(カ) 主任技術者にあつては、建設業法施行令（昭和31年政令第273号）第27条の 3に規定する土木施行管理（一級）の検定の合格証明書の交付を受けている者 であること。</p>	<p>(ウ) 監理技術者にあつては、土木一式工事について建設業法第27条の18第1項に 規定する監理技術者資格者証の交付を受けている者であること。</p> <p>3 技術資料等の作成及び提出</p> <p>(1) 技術資料作成要領の交付</p> <p>ア 技術資料作成要領は、次により希望者に直接交付するものとする。</p> <p>ア 交付期間及び時間</p> <p>平成10年1月16日（金）から同月30日（金）までの日（日曜日及び土曜日を除 く。）の午前9時から午後4時まで</p> <p>イ 交付場所</p> <p>鳥取市東町一丁目220 鳥取県土木部管理課建設業係（県庁本庁舎5階）</p> <p>(2) 技術資料等の提出</p> <p>本件入札に参加を希望する者は、次により技術資料等を提出するものとする。</p> <p>ア 提出期間及び時間並びに提出場所</p> <p>(1)に同じ。</p> <p>イ 提出方法</p> <p>持参すること。</p> <p>(3) 技術資料等の審査</p> <p>提出された技術資料等を基に、建設業者指名審査委員会に諮り審査し、競争入札 参加者を指名するものとする。</p> <p>4 その他</p> <p>(1) 関連情報入手するための照会窓口は、鳥取県土木部管理課建設業係（電話番号 0857-26-7347）とする。</p> <p>(2) 技術資料等の提出は、入札参加の意向を確認するものであつて、技術資料等の提 出があつても指名されるとは限らない。</p> <p>(3) 技術資料その他提出された書類は、返却しない。</p> <p>(4) 工事内容に関する説明会は、行わない。</p> <p>(5) 提出された技術資料等は、提出した者に無断で入札事務以外の用途には使用しな い。</p>
--	--

2。

正 誤

平成九年十二月二十四日付鳥取県告示第八百二十二号（保安林の指定予定について）  
中次の箇所~~に誤りがあったので、訂正する。~~

頁 三  
段 上  
行 後ろから十二  
誤 う〇五〇の一〇  
正 一〇五〇の一〇